

富山市入札公告第36号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市入札公告第130号）による。

令和2年3月2日

富山市長 森 雅志

工事名	上滝中学校校舎改築電気設備（その2）工事	
工事場所	富山市中滝地内	
工事完成期限	令和3年12月10日	
工事概要	1構内交換設備 2情報通信網設備 3インターホン設備 4テレビ共聴設備 5拡声設備 6音楽室音響設備 7電気時計設備 8監視カメラ設備 9非常押ボタン設備 10トイレ呼出設備 11防災無線設備 12電気錠設備 13警備保障設備 14自動火災報知設備 15構内通信線路設備 16外灯設備 17部室電灯・コンセント設備 18グラウンド照明設備	
予定価格	65,310,000円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)	
審査基準日	入札参加資格の審査は、令和2年3月13日現在の事実をもって行うものとする。	
入札参加資	地域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業種	電気
	総合点数等	入札参加資格決定通知書で通知された電気工事の総合点数が960点以上であること。
	施工実績	平成16年4月1日以降に官公庁等発注の電気工事の

格	元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。
配置技術者	<p>1 2級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者（以下「2級電気工事施工管理技士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。</p> <p>2 4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>3 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1のただし書及び2に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、1の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。</p>
調査基準 価格を下回る価格	<p>1 契約金額が3,500万円未満の場合</p> <p>2級電気工事施工管理技士等を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でな</p>

で契約を締結する場合の配置技術者	<p>いこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p> <p>2 契約金額が3,500万円以上の場合</p> <p>2級電気工事施工管理技士等を専任で2名配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p>
その他	<p>1 4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、電気工事についての特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>2 次の各号の工事の入札の落札者（共同企業体の構成員を含む。以下同じ。）は、この入札の落札者となることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 上滝中学校校舎改築主体（A工区）工事 (2) 上滝中学校校舎改築主体（B工区）工事 (3) 上滝中学校校舎改築機械設備工事 (4) 上滝中学校校舎改築電気設備（その1）工事
入札及び契約を担当する課	富山市財務部契約課
契約条項等の閲覧期間	令和2年3月2日から同月13日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)
設計図書に対する質問期間	令和2年3月2日から同月9日まで
質問に対する回答期限	令和2年3月11日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時	令和2年3月13日午後5時00分
開札日時及び場所	令和2年3月17日午前9時30分から 富山市役所東館4階入札室

調査基準価格	有（失格基準を適用する。）
工事代金	前金払 有
支払条件	部分払 有